

議案第 4 4 号

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁の設置による厚生労働省令の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。